

# 香川県報



第 6 号

平成 17 年

1月21日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 （みどり保全課） 一
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（四件） （水産課） 二
- 道路の区域変更（二件） （道路保全課） 二
- 河川区域の廃止による廢川敷地等の発生 （河川砂防課） 三
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 （下水道課） 三
- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可 （建築課） 三

### 公 告

- 落札者等の公示 （環境管理課） 四
- 土地改良事業計画変更の適否決定 （土地改良課） 四
- 土地改良事業の認可 （ ） 四
- 土地改良区の役員の退任の届出 （ ） 四
- 土地改良事業に係る換地計画の適否決定 （農村整備課） 四
- 平成十七年度香川県公立学校教員（看護）採用選考試験（追加募集）の実施 （ ） 六
- 平成十七年度香川県立学校寄宿舎指導員採用選考試験の実施 （ ） 六

## 告 示

### ●香川県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

仲多度郡琴南町川東字川ノ奥二四九三の七、二四九三の八

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

### ●香川県告示第三十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第一号の規定により、内海加入区について、平成十三年香川県告示第二十七号による保険に付すべき義務は、平成十七年一月十八日限り消滅したので告示する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### ●香川県告示第三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第一号の規定により、大浜加入区について、平成十三年香川県告示第二十七号による保険に付すべき義務は、平成十七年一月十八日限り消滅したので告示する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### ●香川県告示第三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第一号の規定により、花稲加入区について、平成十三年香川県告示第二十七号による保険に付すべき義務は、平成十七年一月十八日限り消滅したので告示する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### ●香川県告示第三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第一号の規定により、下笠居加入区について、平成十三年香川県告示第二十七号による保険に付すべき義務は、平成十七年一月十八日限り消滅したので告示する。

平成十七年一月二十一日

●香川県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年一月二十一日から同年二月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 綾南国分寺線（百八十三号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
綾歌郡綾南町大字滝宮字鴻巣二九七番二六地先から 綾歌郡綾南町大字滝宮字鴻巣二三七番地先まで	七・五 ） 一三・五		二一・〇 ） 二〇・〇	三二二 ） 三二二	交通安全施設事業による現道拡幅

●香川県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年一月二十一日から同年二月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 綾南府中線（百八十四号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
綾歌郡綾南町大字滝宮字鴻巣二三七番地先から 綾歌郡綾南町大字滝宮字松崎上二六五一番一地先まで	八・五 ） 二七・〇	一一・五 ） 二七・〇	二一・〇 ） 二〇・〇	八二四 ） 八二四	交通安全施設工事による歩道の整備等

●香川県告示第四十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 河川の名称

二 二級河川中川水系水任川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年一月二十一日

3 廃川敷地等の位置

東かがわ市伊座字水任九五一番一地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三七五・六八平方メートル

二 1 河川の名称

二 二級河川湊川水系湊川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年一月二十一日

3 廃川敷地等の位置

東かがわ市白鳥字寺前一八九三番五地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 五二三・七四平方メートル

三1 河川の名称

二級河川番屋川水系楠谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年一月二十一日

3 廃川敷地等の位置

東かがわ市水主五一七九番二地先及び五一八五番二地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 六三七・八三平方メートル

四1 河川の名称

二級河川番屋川水系石風呂川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年一月二十一日

3 廃川敷地等の位置

東かがわ市三殿六九六番二地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二七・七三平方メートル

●香川県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年香川県告示第八百五十八号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年一月二十一日

一 施行者の名称

坂出市

二 都市計画事業の種類及び名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十二第一項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加について認可したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月二十一日

一 指定確認検査機関の名称及び住所

株式会社香川県建築住宅センター  
高松市松島町一丁目一三番一四号九十九ビル二階

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 業務区域

1 従来業務区域

高松市、丸亀市、坂出市、さぬき市、三木町、牟礼町、庵治町、香南町、香川町、

綾南町、国分寺町、綾歌町、飯山町、宇多津町の全域

2 増加した業務区域

右記を除く県内全域

三 認可年月日

平成十七年一月十二日

公 告

●香川県公告第三十八号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定

(平成七年年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県大気汚染常時監視システム(設置、調整及び保守サービスを含む。)一式

二 調達方法 借入れ

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年十二月十三日

五 落札者の氏名及び住所 株式会社日進機械 高松市一宮町七四四番地一

六 落札金額 月額一、七二八、〇〇〇円

七 入札公告日 平成十六年十月二十九日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林

部環境管理課大気保全・環境安全グループ 電話番号〇八七―八三二―三二一九

●香川県公告第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業(農村総合整備統合補助事業長尾地区(白羽団地))計画を変更することについて平成十七年一月五日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十七年一月二十八日から同年二月十七日まで縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市弦打土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業相作地区)を行うことについて平成十七年一月五日認可した。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市東植田土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 立岩 弘 高松市東植田町三〇四一番地 平成一六、一一、二一

●香川県公告第四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、さぬき市の土地改良事業(農村総合整備統合補助事業長尾地区(白羽工区))の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十七年一月二十八日から同年二月十七日まで縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第一号

平成17年度香川県公立学校教員(看護)採用選考試験(追加募集)を次のとおり実施する。

平成17年1月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

1 試験の目的

この試験は、平成17年度の香川県公立学校教員(看護)の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

2 出願資格

学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者であつて、次の表の1、2の選考区分ごとに掲げる条件のいずれにも該当する者に限ります。

なお、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師としての採用となりま  
す。

1. 一般選考	<p>ア 教育職員免許法により授与される高等学校看護の普通免許状を有する者又は平成17年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者</p> <p>イ 昭和45年4月2日以降に生まれた者</p>
2. 特別選考	<p>ア 次の①～④のいずれか一つに該当する者</p> <p>① 民間企業等（教育の事業を除く。）において通算5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により、看護に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められ、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>② 過去において本県又は他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭（看護）の職にあつた者</p> <p>③ 現に他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭（看護）の職にある者</p> <p>④ 現に本県立学校において10年以上看護の実習助手の職（臨時又は非常勤の者を除く。）にある者</p> <p>イ 教育職員免許法により授与される高等学校看護の普通免許状を有する者又は平成17年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者。ただし、アのうち①に該当する者については、教育職員免許法により授与される特別免許状の授与資格を有する者に限り、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくとも受験できます。</p> <p>ウ 昭和30年4月2日以降に生まれた者</p>

- 3 採用予定人員  
1 名程度
- 4 試験の内容、期日及び場所  
(1) 試験の内容  
出願者全員に対して、適性検査、筆記試験（一般教養・専門教養・小論文）、模擬授業及び面接試験を行います。

(2) 試験の期日等

試験期日	日	程
	8：40～9：00	受付
	9：10～10：00	適性検査
平成17年2月14日（月）	10：10～11：00	筆記試験（小論文）
	11：10～12：50	筆記試験（専門教養）
	13：50～14：30	筆記試験（総合教養）
	14：40～17：00	模擬授業・面接試験

(3) 試験の場所

香川県教育センター5階第7研修室（香川県高松市西宝町2丁目4-18）  
なお、試験期日に、試験場所への自家用車の乗り入れは禁止します。

(4) 試験の準備物

通常の筆記用具のほか、適性検査用として必ずHB鉛筆を2本以上準備してください。

5 出願手続及び出願期間

- (1) 出願手続
- ① 提出書類
- ア 願書：所定の用紙に、「願書記入上の注意事項」をよく読んで記入してください。
- イ 最終学校卒業証明書：卒業見込者は、卒業見込証明書を提出してください。
- ウ 最終学校成績証明書：必ず発行者が嚴封したものを提出してください。
- エ 教員免許状の写し又は取得見込証明書
- オ 返信用封筒2通：選考結果他の郵送通知に用いるので、定型封筒〈12cm×23.5cm〉に、90円切手を貼り、出願者の郵便番号等宛名を明記したものを提出してください。
- ② 提出先  
出願者は、提出書類を全て、香川県教育委員会事務局高校教育課長（〒760-8582

高松市天神前 6 番 1 号 香川県天神前分庁舎) へて、持参又は郵送してください。  
 なお、郵送する場合は、封筒の左下隅に「教員採用選考試験願書在中」と朱書してください。

(2) 出願期間

平成17年 1 月17日 (月) から平成17年 1 月31日 (月) まで

なお、郵送の場合 (書留が望ましい。) は、平成17年 1 月31日 (月) までの消印があるものに限り受け付けます。

(3) 出願に当たっての注意事項

- ① 提出書類が不備なときは受け付けないので、不備の無いよう十分注意してください。
- ② いったん提出された書類は、返還しません。
- ③ 特別選考の①に該当する者は、出願教科・科目に関連する勤務先の所属長等による推薦書及び出願する教科・科目に関連した勤務経験についての内容を含む2,000字以内の自己アピールの作文 (A 4 判の用紙を使用すること。) を出願時に提出してください。
- ④ 特別選考の②に該当する者で、過去において他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にあった者については、当該教育委員会の発行する履歴証明書を出願時に提出してください。
- ⑤ 特に秀でた研究実績、記録、受賞歴、特技等 (国際的又は全国的なものに限る。) がある者は、その具体的内容を証明できる書類を出願時に提出することができます。

また、これまでに高等学校や大学、社会において顕著な活動歴がある者又は民間企業等における豊かな勤務経験がある者は、その具体的内容を含めて記載した1、200字以内の自己アピールの作文 (A 4 判の用紙を使用すること。) を出願時に提出することができます。

- ⑥ 身体に障害がある者の受験に当たっては、その障害の内容や程度に応じて、受験教室等について配慮するほか試験内容の一部を免除することがありますので、事前にご相談してください。

6 選考結果の通知

選考結果については、平成17年 3 月中旬(に)受験者全員に郵送により通知する予定です。

7 給与

初任給月額 (平成16年 4 月 1 日現在) は、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、191、100円 (4 年制大学新卒) です。

このほかに教職調整額、教員特別手当、期末手当及び勤勉手当が支給されます。また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

8 その他

出願者の受験番号は、試験の当日、試験の会場に掲示してお知らせします。このため、受験票は、発行しません。願書の受付を確認したい方は、自己の郵便番号等宛名を明記した官製はがきを提出してください。それによりお知らせします。

平成17年度香川県公立学校教員 (看護) 採用選考試験 (追加募集) に関する問合せ先は、次のとおりです。

香川県教育委員会事務局 高校教育課 人事グループ

〒760—8582 高松市天神前 6 番 1 号 香川県天神前分庁舎

電話番号 087—832—3751 (直通)

●香川県教育委員会公告第 2 号

平成17年度香川県立学校寄宿舎指導員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成17年 1 月24日

香 川 県 教 育 委 員 会

1 試験の目的

この試験は、平成17年度の香川県立学校寄宿舎指導員の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

2 採用予定人員及び主な職務内容

採用予定人員	主な職務内容
1 名	県立学校の寄宿舎において、児童・生徒の養育に従事する。

3 出願資格

- (1) 学校教育法第 9 条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

- (2) 短期大学卒業以上の学歴を有する者  
 (3) 昭和45年4月2日以降に出生した者
- 4 試験の内容、期日及び場所

(1) 試験の内容

出願者全員に対して、適性検査、筆記試験（専門教養・作文）及び面接試験を行います。

専門教養は、障害児教育に関する問題を中心に出题します。

(2) 試験の期日等

試験期日	日程	
	受	付
平成17年2月14日(月)	8:40～9:00	適性検査
	9:10～10:00	筆記試験(作文)
	10:10～11:00	筆記試験(専門教養)
	11:10～12:10	面接試験
	13:10～16:00	

(3) 試験の場所

香川県教育センター5階第7研修室（香川県高松市西宝町2丁目4-18）

なお、試験期日に、試験場所への自家用車の乗り入れは禁止します。

(4) 試験の準備物

通常の筆記用具のほか、適性検査用として必ずHB鉛筆を2本以上準備して下さい。

5 出願手続及び出願期間

(1) 出願手続

① 提出書類

ア 願書：所定の用紙に、「願書記入上の注意事項」をよく読んで記入してください。

イ 最終学校卒業証明書：卒業見込者は、卒業見込証明書を提出してください。

ウ 最終学校成績証明書：必ず発行者が密封したものを提出してください。

エ 返信用封筒：選考結果の郵送通知に用いるので、定型封筒(12cm×23.5cm)に、90円切手を貼り、出願者の郵便番号等宛名を明記したものを提出してください。

② 提出先

出願者は、提出書類を全て、香川県教育委員会事務局高校教育課長(〒760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎)あて、持参又は送付してください。

なお、送付する場合は、封筒の左下隅に「寄宿舎指導員採用願書在中」と朱書してください。

(2) 出願期間

平成17年1月17日(月)から平成17年1月31日(月)まで(土、日は除く)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、送付(書留郵便等その他これに準ずる方法が望ましい。)の場合は、平成17年1月31日(月)までの消印(それに準ずるものを含む)があるもの限り受け付けます。

(3) 出願に当たっての注意事項

① 提出書類が不備なときは受け付けないので、十分注意してください。

② 提出された書類は、返還しません。

③ 身体に障害がある者の受験に当たっては、その障害の内容や程度に応じて、受験教室等について配慮するほか試験内容の一部を免除することがありますので、事前に相談してください。

6 選考結果の通知

選考結果については、平成17年3月中旬に受験者全員に通知する予定です。

7 待遇

(1) 給与

公立学校職員の給与に関する条例に基づき、高等学校等教育職給料表1級を適用します。

(2) 勤務時間、休暇等

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、1週間当たり40時間勤務で、年次休暇、特別休暇等が付与されます。

8 その他

- (1) 出願者の受験番号は、試験の当日、試験の会場に掲示してお知らせします。このため、受験票は、発行しません。願書の受付を確認したい方は、自己の郵便番号等宛名を明記した官製はがきを提出してください。それによりお知らせします。
- (2) 平成17年度香川県立学校寄宿舎指導員採用選考試験に関する問合せ先は、次のとおりです。

香川県教育委員会事務局 高校教育課 人事グループ

〒760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎

電話番号 087-832-3751 (直通)